

令和5年5月2日

保護者 各位

美浜町教育委員会教育長 伊藤 守

新型コロナウイルス感染症対応に伴う登校判断等について (5類感染症への変更後)

日頃は各学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されることとなりました。これに併せ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されました。つきましては、令和5年4月6日付で配布しました「新型コロナウイルス感染症対応に伴う登校判断等について」の内容を令和5年5月8日より下記のように変更いたします。ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 登校判断について

(1) お子様本人が感染した場合

- ・「欠席」ではなく「出席停止」とします。お子様の登校はお控えください。
- ・「出席停止」の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、自然の解熱・呼吸器症状が改善するなど、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご理解・ご協力ください。

(2) お子様本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合

- ・通常の風邪等と同様「欠席」扱いとなりますが、自宅で休養することが重要ですので、無理をしてのお子様の登校はお控えください。

(3) 同居家族が感染した場合

- ・お子様の登校を控える必要はありません。

2 基本的な感染症対策の実施について

- ・ご家庭においても、登校前に健康観察を行ってください。
- ・引き続き、こまめな手洗いや換気、咳エチケット等の基本的な感染症対策への取り組みにご協力ください。また、身体全体の抵抗力を上げるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導します。ご家庭においてもご協力ください。

3 その他

- ・お子様が基礎疾患をもっているなど、学校での感染が不安で休ませたい場合は学校にご相談ください。

連絡先：美浜町教育委員会 学校教育課 TEL:0569-82-1111